

第 1 章 安全な登山実施のための基本姿勢

県立学校に在籍する高校生をはじめとする児童生徒（以下「高校生等」という。）にとっての登山とは何か。

本県では、平成 29 年 3 月 27 日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会の開催中、雪崩により生徒 7 名及び教員 1 名の尊い命が失われるとともに 40 名が負傷するという、学校教育活動上、類を見ない甚大な事故が発生した。このような痛ましい事故を二度と起こすことのないよう、事故の教訓を後生に引き継ぎ、事故の再発防止を図るため、那須雪崩事故検証委員会からの提言を踏まえ、登山計画作成のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することとした。

そこで、具体的な登山計画の作成について触れる前に、本章では、学校活動における登山の意義や目的について触れるとともに、登山が自然環境の中で行うスポーツ活動という性質上、その他のスポーツ活動と比べ生命・身体への危害が及ぶリスクが高く、これらのリスクについてもう一度確認することにより、引率者となる教員をはじめ、学校等の登山に携わる者に自覚を促す。

1 登山とは

一般的には、山頂を目指し山に登ることを登山というが、本県県立学校の教育活動（部活動を含む）においては、標高の高低を問わず、また、山頂を目指さなくとも、登山道（整備された遊歩道を除く。）等を歩くものを登山として定義する。

なお、山林での作業等に伴い山に登るものは登山に含めないが、調査研究等を目的として山に登る場合は登山に該当するものとして取り扱う。

また、高地ではあっても高低差のない高原、湿原等で木道等コースが十分に整備されているルートを歩くものは登山としない。（例：戦場ヶ原及び小田代ヶ原内の遊歩道、上高地散策・ハイキングコース、裏磐梯各自然探勝路 など）

2 登山の意義・目的

登頂するという目標等を掲げ、日頃から体力を向上させるなどの努力を積み重ねるとともに、仲間たちと登山について話し、結束力を高めること等により、その結果、到達した際の達成感、克服感を得ること、また、さらに高い目標を設定し、主体的に自己研鑽していくといったことが登山の意義として挙げられる。

また、自然のすばらしさを直接体感し、興味・関心を持ち主体的に学ぶことなどにより、探究心を高めていくことなども、登山の意義として挙げられる。

加えて、本県県立学校の教育活動における登山の実施に当たり重視すべきものは、高校生等が登山活動を通じて、計画立案の重要性を学び、危機管理意識を向上させ、他のメンバーとの協力意識や協調性を養い、さらには、チームワークの中で任せられた自分の取るべき行動について主

体性を持って取り組むことなどであり、登山活動の意義や目的は広範かつ深い。

このほか、学校教育活動における登山の実施に当たっては、標高や山行速度に重点を置かず、かつ、競い合うような山行とならないよう、安全を第一に行うことが重要である。

3 登山のリスク

登山は、ありのままの自然環境下において、山中の長い行程の上り下りを伴いながら歩く活動であり、体力の消耗が激しい活動である。また、足元が極めて不安定な場所で行う活動であることから、転滑落による怪我や最悪な事態としては命を失う可能性もあるリスクと背中合わせの活動である旨、校長や教頭（以下「管理職」という。）や引率者はもとより、登山に参加する児童生徒等（以下「参加生徒等」という。）が理解する必要がある。

加えて、事故等により引率者が管理職との相談・協議のもと中断を決断しても、下山するまでに様々な困難が伴うことが考えられる。

このほか、自然の中、かつ、天候の変化が激しい山間部での活動であるため、突然の降雨や雷雨等も発生しやすく、天候の急変に伴う気温の変化や道を見誤ること等による遭難の危険性も常にはらんでいる活動である。

さらには、高地といった日常とは異なる環境での活動であるため、高山病をはじめとして、風邪や腹痛、その他の身体的故障が起きるリスクが伴う。

登山を実施する上で、管理職及び引率者はこういったリスクを十分に認識し、適切な対策を講じる必要がある。

4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山

(1) 冬山登山

冬季を中心に断続的な降雪等により雪が相当期間堆積する時期を積雪期というが、積雪期にある山においては、登頂を目指す登山ではなくとも、凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症等の可能性もあることから、主として積雪期の状態にある山への登山である冬山登山については、登頂を目指すか否かを問わず、本県県立学校においては、実施を認めないこととする。

(2) 雪上活動訓練

積雪期の状態にある山での雪上歩行訓練や幕営の練習等を通じた積雪期の登山技術の習得（本ガイドラインにおいては、以下「雪上活動訓練」という。）は、高校生等が将来にわたり四季折々の中で登山を安全に実施・継続していく上で意義がある。このため、冬山登山を原則禁止とするスポーツ庁においても、教育的観点から実施するこれらの登山技術習得のための活動は一定の条件下において実施することを認めている。

一方、学校教育活動における登山は、登山活動を通じた高校生等の育成等を目的に置きつつも、参加生徒等の安全を第一として実施する必要があることから、その活動範囲（山域季節、登山形態等）には一定の限界があり、本県県立学校における登山についても制限を設けている。

ところである。

こうしたことに加え、本県県立学校の教育活動において高度な技術を持つ指導者の確保が難しく、学校教育活動として取り組むことが困難である現状を踏まえ、雪上活動訓練についても冬山登山と同様に実施を認めないこととする。

なお、このことは、高校生等が自己の将来を見据えて、経験者や指導者が在籍する民間の登山団体等が主催する雪上活動に参加するなどして、個人的に行うことを妨げるものではなく、あくまで学校教育活動として実施する雪上活動訓練を認めないとするものである。

(3) 冬季における登山

冬山登山及び雪上活動訓練については上記のとおりであるが、標高が低く、積雪期の状態にない山における登山はこれまでどおり冬の間であっても実施を認めることとする。

なお、冬季であっても積雪期の状態になく登山の実施を認める山及びルートについては、別途、教育委員会が登山計画審査会と協議の上、指定する。

ただし、これらの冬季において登山を認める山及びルートであっても、降雪があった場合は登山を中止すること。

5 登山の実施に向けて

上記のことを踏まえ、学校教育活動における登山の実施に当たっては、常に、登山を通じて得られる成果と登山のリスクを考量していく必要がある。また、引率者を含めて、学校は、登山を計画する際や山行中においても「登頂を第一の目的とはせず、安全を第一に」を肝に銘じて取り組む必要がある。

